

平成17年3月8日  
制 定

最近改正 平成29年1月16日

(開示)

第1 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第12条第1項及び第2項の規定により，大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に対し保有個人情報の開示請求があったときは，開示請求に係る保有個人情報に次のいずれかが記録されている情報を除き，開示請求者に当該個人情報を開示する。

1 個人に関する情報（法第14条第1号及び第2号）

一 開示請求者（未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては，当該本人。以下同じ。）の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがある情報。

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等から，開示請求者以外の特定の個人を識別することが可能な情報又は特定の個人を識別することはできないが，当該情報を開示することによって開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし，開示請求者以外の個人に関する情報であっても，次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報。

例えば，開示請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢，職業等）

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報。

ハ 当該個人が公務員等である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報。

2 法人等情報（法第14条第3号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等（法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で，次に掲げる情報。

イ 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

ロ 機構の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし，法人等情報であっても，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報は開示する。

### 3 審議検討等情報（法第14条第4号）

機構の内部又は国の機関及び他の法人等との間における審議，検討又は協議に関する情報であって，次に掲げる情報。

- イ 開示することにより，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報。
- ロ 開示することにより，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報。
- ハ 開示することにより，特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがある情報。

### 4 事務・事業支障情報（法第14条第5号）

事務・事業情報のうち，開示することにより，次に掲げるおそれのある情報その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報。

- イ 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある情報。
- ロ 犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報。
- ハ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれのある情報。
- ニ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報。
- ホ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報。
- ヘ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報。
- ト 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれのある情報。

（訂正）

第2 法第27条第1項及び第2項の規定により，機構に対し保有個人情報の訂正請求があった場合において，当該訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実と相違することが判明したときは，利用目的の達成に必要な範囲内で，当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（利用停止）

第3 法第36条第1項及び第2項の規定により，機構に対し保有個人情報の利用停止の請求があった場合において，当該保有個人情報が次のイからハまでのいずれかに該当すると認められるときは，機構における個人情報の適正な取扱いを確保するために

必要な限度で、利用停止をしなければならない。ただし、利用停止が利用目的に係る機構の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ロ 偽りその他不正の手段により取得されたとき。

ハ 利用目的以外の目的のために利用又は提供されているとき。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。